発行された原本に限る。
（注７）　旧認定事業者又はその承継人が申請する場合に添付すること。
（注８）　認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てることを取戻事由とする場合に、以下の書類を添付すること。
【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】
　認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）等
【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施を完了した場合）】
　認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽光電池モジュールの量が記載されている必要がある。）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（取り外し前・中・後）及び領収書等
（注９）　再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを取戻事由とする場合に添付すること。
（注１０）認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを取戻事由とする場合に添付すること。
（注１１）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。